

構成員提出資料

朝比奈構成員提出資料	P 1
立岡構成員提出資料	P 5
西岡構成員提出資料	P 7
行岡構成員提出資料	P 9

生活困窮者自立支援のあり方に関する 論点整理（案）への意見

2022年4月19日

市川市生活サポートセンターそら
主任相談支援員 朝比奈ミカ

(1) 7P 4つめの○

「…今後、厚生労働省の社会保障審議会において、この論点整理についての具体的な制度設計の検討が進められることと併せ、…」

(意見)

9P 1つめの○「…給付を含めた経済的支援のあり方については、相談支援とは切り分けた上で、法の枠組みを超えた社会保障制度全体の枠組みの中で検討する必要があるのではないか」とあります。

7Pの記述にも、なんらか下線部の表記を反映させてください。

(2) 12P 4つめの○

(意見) 「支援を受ける本人の要望」→「支援を受ける本人のニーズ」

とする方が適切と考えます。

(3) 26Pの1つめと2つめの表現について

(意見) 記述を検討してください。

- 就労支援について、常用就職だけではなく多様なゴールが考えられるが、どのような指標で、どのように評価していくのかといった検討が必要ではないか。
- 常用就職だけを目指す就労支援が本人を追い詰め、尊厳を奪うことがある。一方、すぐに働き収入を得ることができるという即効性のある就労支援は本人の動機付けを高め、自立の加速につながる場合が多い。多様な働き方を創り出し、本人の状態に合わせた柔軟な支援を実施することが必要ではないか。
- 多様な就労支援の在り方や柔軟な支援体制を確保するにあたっては、高齢・障害分野を含め分野横断的に業務分解や仕事のメニュー化を行い、多種多様な仕事を創出することにより、様々な状態像の人が就労できる仕組みをつくっていくことが必要ではないか。

(4) 59P

(意見) 論点に加えることを検討してください。

- 多様なニーズに応じていくための体制整備や委託のあり方について、検討すべきではないか。

第4回生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会

令和4年4月19日

一般社団法人パーソナルサポートセンター 業務執行常務理事
NPO法人ワンファミリー仙台理事長 立岡学

P12 さらに自立相談支援事業や家計改善支援事業との連携も重要であり、これらの事業につながる仕組みや税部局等（もしくは、水道・ガスなどのインフラ部局）との連携強化も必要ではないか。

P29 特定求職者雇用開発助成金の部分は全面的に西岡委員の意見に賛同。
受入実績が原因で助成金を受けられない場合があることから、生活困窮者等の受入れに協力的な中小企業等を支援する観点からも、特開金を活用できることを前提にした抜本的な見直しが必要ではないか。

P39 全世代において・・・住宅分野の政策との連携を含め、関係省庁を巻き込んだ地域共生社会づくりの視点からの居住支援の議論が必要ではないか。

P39

全世代型社会保障構築会議の議論において、生活困窮者自立支援法に関する発言が（菊池先生含め）多く寄せられており、特に「住まい」の問題で顕著なことから、以下の文言をP39の（居住支援全般）のところに追記してもらいたい。

○住まいの支援については、一時生活支援事業、住居確保給付金、地域居住支援事業、公営住宅、住宅セーフティネット制度、生活保護制度における住宅扶助等の既存の住まいの支援制度のみならず、孤立・孤独問題に対応すべく支援付き住宅（日常生活支援住居施設や見守り付きサブリース住宅等）がNPO等を中心にはじまっている。孤立・孤独対策を含む地域共生社会の実現にむけた「支援付きの住まい制度」を検討することが必要ではないか。

P64 今日福島沖を震源とする震度5弱の地震が茨城県でありました。災害と困窮者支援の連携は早めに進めなければ、「あのとき・・・」ということになりかねないので、内閣府防災と連携し、法改正をすすめていただく様、お願いします。

第4回生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会

「論点整理(案)」について(発言メモ)

A´ワーク創造館 西岡正次

1. 29ページ 3ポツ目 特定求職者雇用開発助成金について(追記)

○特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース等)について、自立相談支援事業における就労支援や就労準備支援事業において実施された就労体験等の参加者、認定就労訓練として受け入れた支援対象者を無料職業紹介事業者等のあっせんによって雇用する場合、その事業所・企業に対して雇用開発助成金が支給されるという制度である。適切な就労支援と、連携する事業所等における合理的配慮の確保(仕事や働き方の調整、職場環境整備等)を組み合わせることによって、質の高い雇用の創出を促すための支援策の1つである。就労支援を推進する側にとっては、連携する協力事業所や認定就労訓練事業所、無料職業紹介所の登録事業所に対するインセンティブとなるとともに、協力事業所等との関係づくりをより促進させる補助施策となる。

○ただ、事業所等と連携した取組み、すなわち支援対象者が作業等に従事することが就労支援としての活動であるのか、それとも「雇用の約束」が推定される労働であるかの判断によって、助成金の対象とならない場合があることから、就労準備支援事業における就労体験や認定就労訓練事業(非雇用型)を利用した支援プランの目的や内容、期間等をより明確にするとともに、生活困窮者等の受入れに協力的な中小企業等を支援する観点からも、助成金を使用できる要件をわかりやすく周知する必要があるのではないか。

【理由】 特定求職者雇用開発助成金において、対象とする求職者が拡充されるとともに、生活保護受給者等雇用開発コース等において、無料職業紹介事業者によるあっせんの場合も支給対象に緩和されるなど運用の大きな変化があった。生活困窮者自立支援法において、「就労支援の機能強化」として事業所や企業との関係づくりの改善・強化が重点課題の1つとして推進され、また労働施策との連携も図られてきたが、それらが新たな局面に入ったことを意味する。就労訓練等(28ページ、2ポツ目以降)や無料職業紹介の活用(29ページ、4ポツ目)等を通じて、個別支援におけるあっせん(就労)を実現する効果だけでなく、連携する事業所等における雇用開発や人材開発等に関与し、働く場における合理的配慮の確保を図っていくのが、実践的なテーマになってきたと言える。

障害者支援の分野における就労支援(職業リハビリテーション)の世界的なトレンドが、「個別支援⇒多職種連携⇒インクルーシブな企業や地域づくり」(注)という考え方に変遷していると言われるが、我が国の就労支援施策においても、多様な支援対象をとらえるダイバーシティとともに、支援内容におけるインクルーシブな企業や地域づくりが問われるようになったと言える。

注：障害者職業総合センター「世界の職業リハビリテーション研究会」から

2. 49ページ【論点】1ポツ目 生活保護制度の一体的な支援について(追記)

○生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の一体的な支援について、・・・就労準備支援事業、就労訓練や無料職業紹介所の活用、職業訓練の活用、就業継続等の支援、を追記

【理由】 就労支援は、適切な就労支援とともに働く場における合理的配慮の確保(仕事や働き方の調整、職場環境整備等)が欠かせない。従来の就労支援は支援対象者の職業準備性の向上等を中心に、市場求人を利用した就職支援を重視してきたが、仕事や働き方等の変化が激しくなる中で、就労

の順調な開始や就業継続に欠かせない合理的配慮の確保、事業所や企業等との連携・協働をいかに進めるかが重要な課題となっている。生活保護法においても、生活困窮者自立支援法と同じように、体験等の働く場や機会を利用した就労準備支援や就労訓練等による就労支援の改善、事業所等の働く場と連携した合理的配慮の確保について、改めてそのあり方や進め方について検討が問われている。

「自立支援プログラム」等においては、支援対象者の希望や強み、ステップを踏まえた「適切な就労支援」が主に議論されたが、働く場を利用した支援、すなわち働く場における合理的配慮の確保を含む支援について十分議論されたとは言えない。生活保護法における就労支援の考え方、特にその実施のあり方について改めて検討するようお願いしたい。

3. 50ページ 2ポツ目「支援の一体的実施に」について(修正)

○「支援の一体的実施により」 ⇒ 「支援の連携あるいは重層的展開により」

【理由】 生活保護法と生活困窮者自立支援法における就労支援を比較した場合、生活保護法において「継続した個別支援（ケースワークとしての就労支援）」の体制や経験はより充実しており、一方生活困窮者自立支援法における就労支援は就労準備支援や就労訓練などが事業化されたものの、未だ2つの課題に対応し整備途上にある。1つは、継続した個別支援のマネジメントの模索である。継続した個別支援は就労阻害要因となる健康や生活、家族の問題等に関わる包括的な支援のマネジメントと、併せて適職検査等の相談から就労準備支援段階の支援、就労訓練等の中間的就労の利用、無料職業紹介の活用、訓練の活用、就業継続の支援など、それぞれを分担する多様な支援を連携させるマネジメントである。2つ目に、協力事業所や認定就労訓練事業所等の連携、働く場における合理的配慮の確保に向けた関係づくりである。具体的には就労訓練事業の推進（28ページ、2ポツ目以降）や無料職業紹介の活用（29ページ4ポツ目）等が推進課題として提起され、未だ解決途上にある。したがって、「重なり合う支援」「一体的な支援」という指摘や表現が、整備途上にある既存の支援プログラムの調整に限定されるような安易な仲介型（ブローカーモデル）のマネジメントにならないよう留意する必要がある。

生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会（第4回）
生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理（案）への意見書

令和4年4月19日
グリーンコープ 行岡みち子

一. 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理（案）全体に対する意見

とても丁寧の一つひとつの意見を網羅し、取り上げていただいたと思います。

特に生活困窮者自立支援制度と生活保護制度のあり方について「重なり合う支援」の実現と論じていただいたことに賛同します。両制度のあり方について、本質的な解決ができるように根本のところからの見直しと検討を期待いたします。

個別論点については改めて気が付いた部分と前回の検討会で述べきれなかった点に言及しています。よろしく願いいたします。

二. 個別論点に関する意見

（3）就労支援のあり方

【論点】（就労準備支援事業）

P27 4つ目の○

1) 以下のように文言修正を提案します。

- 就労準備支援事業は、すぐに一般就労を目指すことが難しい人の可能性を広げる支援として欠かせないものであること等を踏まえ、必須化すべきではないか。なお、必須化に当たっては、効果的な支援のあり方を分析するとともに、予算財源や研修のあり方について検討する必要があるのではないか。

また、小規模自治体においても実施できるよう、国や都道府県が自治体の主体性を活かしながら積極的に広域実施に関与すべきではないか。

2) 理由

- ・ 就労準備支援事業の広域実施に取り組んでいる複数の都道府県の委託先事業所に状況を尋ねたところ、参加自治体の認識により、事業実績に開きがあることが分かりました。自治体が積極的・主体的に広域実施に参加している場合は自治体や自立支援事業所との連携もスムーズで利用実績も多いが、都道府県に依存した状態であれば両者の連携が難しく委託事業者が同じような努力をしても実績に繋がりません。国や都道府県は積極的に広域実施に関与すると同時に自治体が主体的に参加できるような条件を整えるべきではないかと考えます。

P27 5つ目の○

1) 以下のように文言修正を提案します。

- 就労準備支援事業の必須化に当たっては、必須化はあくまで手段であることを認識し、事業を行う必要性を自治体に理解してもらうための仕組み、場を設けるとともに、客観的指標で支援の見える化に取り組む必要がある。あわせて自立相談支援事業や家計

改善支援事業を含めた3事業の協働のあり方、自立相談支援事業からのつなぎの体制、人員配置の考え方などの運用面や機能面も併せて検討することで、より効果的な質の高い支援を実現することが重要ではないか。

2) 理由

- ・ 就労準備支援事業は利用者の変化や成果が見えにくいという点で、支援に対する誤解も多く、自治体の理解を得にくい側面があります。必須化に当たって、事業を行う必要性を自治体に理解してもらうために、客観的指標で利用者の小さな変化に着目して支援を見える化することが重要だと思います。令和元年に就労支援に活用できるアセスメントツールとして、K P S ビジューライズツールが社会福祉推進事業で開発され効果的に活用されていますが、このような支援の見える化ツールの活用も視野に入れていくべきと考えます。

(4) 家計改善支援のあり方

【論点】(家計改善支援)

P32 1つ目の○

1) 以下のように文言修正を提案します。

- 家計改善支援事業は、コロナ禍で顕在化した生活困窮者の生活の立て直しや特例貸付の償還など、特にコロナ後の相談支援において必要不可欠な事業であることや、近年の実績も踏まえ、必須化すべきではないか。なお、必須化に当たっては、効果的な支援のあり方を分析するとともに、予算や研修のあり方について検討する必要があるのではないか。

また、小規模自治体においても実施できるよう、国や都道府県が自治体の主体性を活かしながら積極的に広域実施に関与すべきではないか。

2) 理由

- ・ 前述の就労準備支援事業と同じように、広域実施に関しては、自治体の庁内連携や自立相談支援事業所との連携の課題があり、参加自治体の積極的・主体的意思が必要だと考えます。

P32 2つ目の○

1) 以下のように文言修正を提案します。

- 家計改善支援事業の必須化に当たっては、必須化はあくまで手段であることを認識し、事業を行う必要性を自治体に理解してもらうための仕組みや場を設けるとともに、家計改善支援事業をシステムに載せ支援内容を把握出来るようにすることが必要である。さらに事業の効果検証を行い、定量的・定性的な効果に明らかにすることも必要ではないか。また、自立相談支援事業、就労準備支援事業を含めた3事業の協働のあり方、自立相談支援事業からのつなぎの体制、人員配置の考え方、委託のあり方などの運用面も併せて検討することで、より効果的な質の高い支援を実現することが重要ではないか。

2) 理由

- ・ 家計改善支援の事業を行う必要性を自治体に理解してもらうために、事業の効果検証を行い、定量的・定性的な効果を明らかにすることが必要と述べられていることに賛同いたします。
- ・ しかしながら、それ以前の大きな課題は、直近のシステム改修により、システム上にある家計改善支援事業の帳票は、自立相談支援事業の帳票の中に合体させられた状態になっているという点です。
- ・ 自立相談支援事業と家計改善支援事業が別事業所や広域実施の現場はこの帳票に入力することができずに混乱しております。同一事業所であっても家計改善支援員が専任化されている現場では、自立の支援員が帳票に入力している間は待たされている状態で非効率です。
- ・ 仕方なく法施行時に作成した「独立した」家計改善支援事業の帳票を利用していますが、上記の自立相談支援事業の帳票の中に合体させられた帳票とは全く別のものです。かつ、システム上にある家計改善支援事業の帳票は、システム上で集計できないため支援内容や支援結果の数値は全て手作業（エクセル集計）で毎月集計せざるを得ず、事務作業がととても大変です。システムを改修し、家計改善支援の支援データを国レベルで管理し、支援状況についてトータルに分析ができるようにすべきではないかと考えます。
- ・ また、生活保護と生活困窮者の家計改善支援事業を同一事業所で実施するところは増えていくと考えられますので、システム改修としては両制度で共用でき、かつ簡便な独立した帳票とシステムを新たに作ることも検討すべきかと考えます。

【論点】（帳票・システム・評価指標）

P58 2つ目の○

1) 以下のように文言修正を提案します。

- 自立相談支援事業、就労準備支援 事業 及び家計改善支援事業においては、アセスメントや支援経過の記録等のため、標準帳票を示しているが活用されていない。「生活困窮者自立支援統計システム」は、このうち自立相談支援事業の帳票の項目を集約し、相談者の属性や支援課題等の統計データの整備による生活困窮者支援の強化を目的として、平成 29 年 4 月から稼働している。

稼働から5年が経過し、システムの入力に係る事務負担やデータの効果的な活用・公表等の 課題が指摘されている。

2) 理由

P32 2つ目の○で述べた通りです。

P62 7つ目の○

1) 以下のように文言修正を提案します。

- 現在、生活困窮者自立支援統計システムにおいては、自立相談支援事業の帳票を集約しているが、就労準備支援事業や家計改善支援事業の帳票については、**事業実施の**

形態に合わせて見直した上でシステム上で集約し、自立相談支援事業の帳票と連携させる必要があるのではないか。

また、生活困窮者自立支援統計システムについて、各自治体において、自治体・地域ごとのデータ分析がしやすいよう、改修する必要があるのではないか。

2) 理由

- ・P32 2つ目の○で述べた通りです。
- ・就労準備支援事業も届けられた帳票では入力ができずにエクセルで管理しているとのことですので、各事業所でそれぞれになっているのではないのでしょうか。

以上